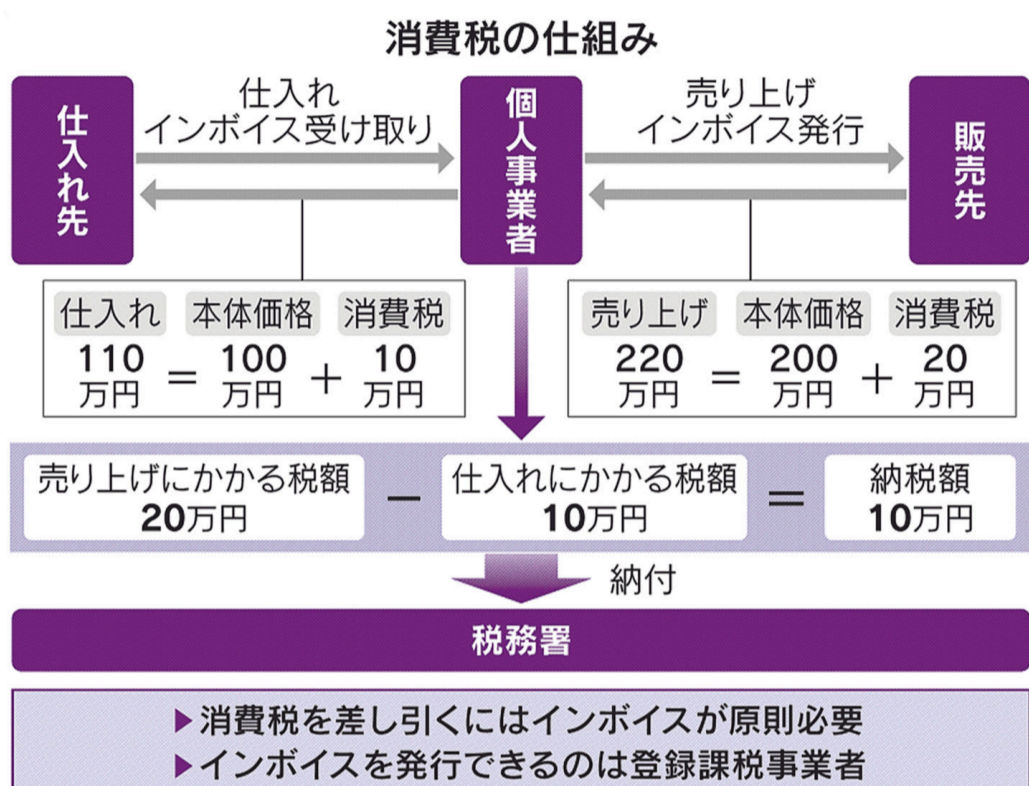


消費税 インボイスを知る

簡易課税・2割特例の活用も

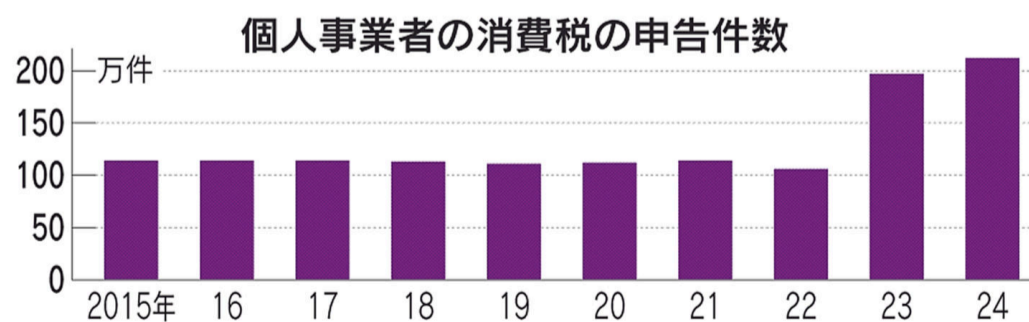


(注) 一般課税方式で税率は10%。金額は例。仕入れ先、個人事業者、販売先は、いずれも課税事業者

納税額の計算を簡略化できる場合

方式	納税額の計算式など
簡易課税	$\text{売上げにかかる税額} - \text{売上げにかかる税額} \times \text{みなし仕入れ率}$ <ul style="list-style-type: none"> ■ みなし仕入れ率は業種ごとに40~90%の6段階 ■ 届け出が必要
2割特例	$\text{売上げにかかる税額} \times 20\%$ <ul style="list-style-type: none"> ■ インボイス制度を機に課税事業者に転換した場合 ■ 届け出の必要なし ■ 2026年分までの時限措置

(注) いずれも別途利用するための要件がある



フリーランスなど個人事業者が消費税の課税事業者となるケースが増えている。消費税とどう付き合えばよいのだろうか。

「消費税と所得税の確定申告で3月は大変だった」。システムエンジニアのAさん(45)は振り返る。2023年10月から導入されたインボイス(適格請求書)制度に登録して課税事業者になった。「取引先のIT(情報技術)企業から要請された」(Aさん)。昨年は消費税の課税売上高が約1100万円、消費税約20万円を納めた。

インボイス制度は事業者間取引で消費税額を正確に把握する仕組み。登録すると消費税の免税事業者(2年前の課税売上高1000万円以下)でも自動的に課税事業者となる。登録事業者は税率と税額を明記した適格請求書を取引先に発行する義務があり、消費税の申告でも原則必要だ。

国税庁によると、一昨年10月のインボイス制度導入で23年分の消費税の申告件数は約197万件とその前年に比べ約9割増えた。昨年の件数も約212万件と2年連続で過去最高を更新した。

課税期間は個人事業者の場合、暦年(1~12月)が原則。今年分の申告は来年1~3月とまだ先だが、手間を省くために節税にもつながる良い手はないだろうか。

消費税は一般に商品やサービスの本体価格に上乗せされ、製造、卸売り、小売りといった各段階で事業者や消費者が支払う。ただ売りにかかる税額をそのまま申告・納付するわけではない。事業者は売りに上げるための原材料や事業所の家賃、光熱費なども消費税込みで支払っている。これら仕入れにかかる消費税を売りに上げにかかる消費税から差し引く「仕入れ税額控除」をしないと事業者は消費税を二重に負担することになる(藤曲武美税理士)。

消費税には3つの課税方式があり、有利なやり方を選べる。第一の方式は「一般課税」。原則的なやり方で、売りに上げにかかる税額から仕入れにかかる税額を実額で差し引いて計算する。仕入れ税額控除の証拠として仕入れ先から受け取るインボイス保存が必要だ。

第二は「簡易課税」。業種ごとに仕入れ金額を売上高の一定割合

とみなして、申告・納税額を計算する。取引の中身を税率などで区分する作業は、売りに上げだけで済む。仕入れ先から受け取るインボイスを保存する必要はない。

仕入れの売りに上げに対する比率(みなし仕入れ率)は業種に応じて決まる。実際の仕入れ率より高めに設定されており、「納税者に有利な場合が少なくない」とランダムマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士は指摘する。ただ「2年前の売りに上げが5000万円以下などの要件を満たす必要がある」(清田氏)。

最後に「2割特例」。税額を業種に関わらず、売りに上げにかかる税額の2割にするやり方だ。簡易課税をさらに簡単にした方式で「卸売業以外の業種は簡易課税より節税できる」(藤曲氏)。売りに上げの確認が済み、インボイス保存も不要だ。

冒頭のAさんは「2割特例」で申告した。簡易課税だとシステムエンジニアのみなし仕入れ率は50%なので、税額は売りに上げにかかる税額の半分になる計算だが、2割特例だと売りに上げにかかる税額

の20%で済むからだ。

ただ2割特例を使うには要件がある。特例を設けた趣旨は免税事業者でいられるのにあえてインボイス制度に登録して課税事業者になった人に消費税申告に慣れてもらうところにある。つまり「インボイス導入で初めて課税事業者になった人の特例なので、23年9月以前から課税事業者の人は使えない」(藤曲氏)。2年前の売りに上げが1000万円超でインボイス登録するまでもなく課税事業者になる場合などは特例を使えない。

2割特例は個人事業者の場合、26年分までの時限的な措置。27年以降は一般課税または簡易課税のいずれかで申告することになり、今後税負担が増す可能性がある。

22年の就業構造基本調査によると自営業者は約510万人いる。免税事業者のままの個人事業者も依然多い。免税事業者はインボイスを発行できないので取引先は原則仕入れ税額控除できない。ただ免税事業者からの仕入れでも特例で来年9月までの仕入れ分は消費税相当額の80%、来年10月から29年9月までの分は同50%控除できる。このため「あえて免税事業者のままにいる人も少なくない」(辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士)。だが、いずれは特例もなくなるので、今から消費税に慣れておくことが必要だ。(後藤直久)